

議案第 80 号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 20 年 6 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例（昭和 47 年川崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「

川崎市中原市民館	川崎市中原区小杉町 3 丁目 2 6 2 番地 1
----------	---------------------------

」

を

「

川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1, 100 番地 1
----------	-----------------------------

」

に改める。

別表会議室の項を次のように改める。

会 議 室	大会議室	幸 高宮 多麻	津 前 摩 生	3,500円	4,900円	6,300円	14,700円	
	第1会議室	幸		1,900円	2,400円	3,100円	7,400円	
		多麻	摩生		1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
		中高宮	原津前		1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第2会議室	宮前			1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
		中高麻	幸 原津生		1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
		多摩			800円	900円	1,200円	2,900円
	第3会議室	高津			1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
		中高麻	幸 原前生		1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
		多摩			800円	900円	1,200円	2,900円
	第4会議室	中高宮	幸 原摩		1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
		宮前			1,900円	2,400円	3,100円	7,400円
		高麻	津生		1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	第5会議室	高津			1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
		中高	原摩		1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第6会議室	中高	原津		1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
		多摩			1,100円	1,600円	2,000円	4,700円

集 会 室	菅 生	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	岡 上	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円

別表教養室の項中

「

音 楽 室	幸	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円
	中 原	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円

」

を

「

音 楽 室	幸 中 原	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円
-------	----------	--------	--------	--------	--------

」

に、

「

練 習 室	中 原	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
視 聴 覚 室	中 原	3,200円	4,000円	5,000円	12,200円
	高 津 宮 前 多 摩 生 麻	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円

」

を

「

視 聴 覚 室	中 原 高 津 宮 前 多 摩 生 麻	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円
---------	---------------------------------	--------	--------	--------	--------

」

に改める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

中原市民館の移転に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。